

最高人民法院による「最高人民法院による被 執行者の高額消費の制限に関する若干規定」 に関する改正の決定

2015年7月22日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」に関する改正の決定

最高人民法院による『最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定』に関する改正の決定)は2015年7月6日に最高人民法院審判委員会第1657回会議において可決、現在公布し、2015年7月22日から施行する。

最高人民法院

2015年7月20日

法釈〔2015〕17号

最高人民法院による「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」

に関する改正の決定

(2015年7月6日最高人民法院審判委員会第1657回会議において可決)

最高人民法院審判委員会第1657回会議の決定に基づいて、「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干の規定」について次のとおり改正する。

1. 「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」を、「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限及び関連の消費に関する若干規定」に修正する。

2. 第1条を次のとおり修正する。「被執行者が執行通知書で指定されている期間に発効した法律文書で確定された給付義務を履行しなかった場合、人民法院は消費制限措置を講じて、その高額消費及び生活又は業務に必要なない関連の消費を制限することができる。」

第1条に第2項を追加する。「被執行者信用失墜リストに含まれる被執行者に対して、人民法院は消費制限措置を講じなければならない。」

3. 第2条を次のとおり修正する。「人民法院は消費制限措置を講じることを決定する場合、被執行者に消極的な履行、執行の回避又は執行の拒絶行為があったか否か及び被執行者の履行能力などの要素を考慮しなければならない。」

4. 第3条第1項を次のとおり修正する。「被執行者が自然人である場合、消費制限措置を講じられた後に、次に掲げる高額消費並びに生活及び業務に必要なない消費行為をしてはならない。」

第1項第(9)号を次のとおり修正する。「(9) Gを頭文字とする動車組列車のすべての座席、その他動車組列車の1等以上の座席を利用するなどの生活及び業務に必要なないその他の消費行為。」

第2項を次のとおり修正する。「被執行者が組織である場合、消費制限措置を講じられた後に、被執行者及びその法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響を及ぼす直接の責任者、実質的な管理者は前項で規定されている行為をしてはならない。個人の消費のために個人の財産により前項規定の行為に至った場合、執行法院に申請することができる。執行法院は審査を経て事実であることを確認した場合、許可しなければならない。」

5. 第4条を次のとおり修正する。「消費制限措置は一般的に執行申立人が書面で申し立て、人民法院の審査を経て決定する。必要時には人民法院は職権により決定することができる。」

6. 第5条を次のとおり修正する。「人民法院は消費制限措置を講じる決定した場合、被執行者に消費制限令を下さなければならない。消費制限令は人民法院院長が署名をした上で発令する。消費制限令には消費制限期間、項目、法的結果などの内容を明記しなければならない。」

7. 第6条を次のとおり修正する。「人民法院は消費制限措置を講じる決定した場合、事件の必要及び被執行者の状況に応じて調査、執行の協力義務を負う組織に執行協力通知書を送達することができ、また関連のメディア上に公告を行うこともできる。」

8. 第7条を次のとおり修正する。「消費制限令の公告費用は被執行者が負担する。執行申立人がメディア上の公告を申請した場合、その公告費用を立て替えなければならない。」

9. 第8条を次のとおり修正する。「消費制限を受けた被執行者は生活上又は業務上の必要から本規定で禁止されている消費活動を行う場合、人民法院に申請しなければならず、許可を得た後に行うことができる。」

10. 第9条を次のとおり修正する。「消費制限期間に、被執行者が確かに有効な担保を提供した又は執行申立人の同意を得た場合、人民法院は消費制限令を解除することができる。被執行者が発効した法律文書で確定された義務の履行を完了した場合、人民法院は本規定第6条の通知又は公告の範囲内で、通知又は公告により速やかに消費制限令を解除しなければならない。」

11. 第10条を次のとおり修正する。「人民法院は通報電話又はメールボックスを設置し、消費制限を受けている被執行者による本規定第3条の違反行為に関する執行申立人及び大衆の通報を受領し、審査した上で認定を行わなければならない。」

12. 第11条第1項を次のとおり修正する。「被執行者が消費制限令に違反して行った消費行為が、すでに発効している人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為に該当し、調査を経て事実であることが確認された場合、「中華人民共和國民事訴訟法」第111条の規定に基づいて、拘留、科料を科し、情状が深刻で、犯罪を構成する場合、その刑事責任を追及する。」

第2項を次のとおり修正する。「関連の組織が人民法院の執行協力通知書を受領した後も、なお被執行者による高額消費及び生活又は業務に必要な関連の消費を容認した場

合、人民法院は「中華人民共和國民事訴訟法」第 114 条の規定に基づいて、その法的責任を追及することができる。」

13. 第 12 条を削除する。

本決定に基づいて、「最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定」に対する必要な改正を行った上で、改めて公布する。

最高人民法院による被執行者の高額消費の制限及び関連の消費に関する

若干規定

(2010 年 5 月 17 日の最高人民法院審判委員会第 1487 回会議において可決され、2015 年 7 月 6 日の最高人民法院審判委員会第 1657 回会議において可決された「最高人民法院による『最高人民法院による被執行者の高額消費の制限に関する若干規定』に関する改正の決定」に基づいて修正が行われた。当該修正は 2015 年 7 月 22 日から施行する)

執行力をより一層強化し、信用のメカニズムの構築を推進し、執行申立人及び被執行者の合法的權益を最大限に保護するために、「中華人民共和國民事訴訟法」の関連規定に基づいて、人民法院の民事執行業務の実践経験を踏まえ、本規定を制定する。

第 1 条 被執行者が執行通知書で指定されている期間に発効した法律文書で確定された給付義務を履行しなかった場合、人民法院は消費制限措置を講じて、その高額消費及び生活又は業務に必要なない関連の消費を制限することができる。

被執行者信用失墜リストに含まれる被執行者に対して、人民法院は消費制限措置を講じなければならない。

第 2 条 人民法院は消費制限措置を講じる決定する場合、被執行者に消極的な履行、執行の回避又は執行の拒絶行為があったか否か及び被執行者の履行能力などの要素を考慮しなければならない。

第 3 条 被執行者が自然人である場合、消費制限措置を講じられた後に、次に掲げる高額消費並びに生活及び業務に必要なない消費行為をしてはならない。

(一) 公共交通機関を利用する場合、飛行機、列車の 1 等寝台、汽船の 2 等以上の客室を選択する。

(二) 星等級制のホテル、飲食・宿泊施設、ナイトクラブ、ゴルフ場などの場所で高額な消費をする。

(三) 不動産を購入する又は家屋の新築、拡張、高級な改装を行う。

(四) 高級なオフィスビル、ホテル、マンションなどの場所を賃借して業務を行う。

- (五) 業務に必要な車両を購入する。
- (六) 旅行に行く、休暇を取る。
- (七) 子女を費用の高い私立学校に就学させる。
- (八) 高額な保険料を支払い投資性の高い保険商品を購入する。

(九) Gを頭文字とする動車組列車のすべての座席、その他動車組列車の1等以上の座席を利用するなどの生活及び業務に必要な以外の消費行為。

被執行者が組織である場合、消費制限措置を講じられた後に、被執行者及びその法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響を及ぼす直接の責任者、実質的な管理者は前項で規定されている行為をしてはならない。個人の消費のために個人の財産により前項規定の行為に至った場合、執行法院に申請を提出することができる。執行法院は審査を経て事実であることを確認した場合、それを許可しなければならない。

第4条 消費制限措置は一般的に執行申立人が書面で申し立て、人民法院の審査を経て決定する。必要時には人民法院は職権により決定することができる。

第5条 人民法院は消費制限措置を講じることを決定した場合、被執行者に消費制限令を下さなければならない。消費制限令は人民法院院長が署名した上で発令する。消費制限令には消費制限期間、項目、法的結果などの内容を明記しなければならない。

第6条 人民法院は消費制限措置を講じることを決定した場合、事件の必要及び被執行者の状況に応じて調査、執行の協力義務を負う組織に執行協力通知書を送達することができ、また関連のメディア上に公告を行うこともできる。

第7条 消費制限令の公告費用は被執行者が負担する。執行申立人がメディア上の公告を申請した場合、その公告費用を立て替えなければならない。

第8条 消費制限を受けた被執行者は生活上又は業務上の必要から本規定で禁止されている消費活動を行う場合、人民法院に申請しなければならない、許可を得た後に行うことができる。

第9条 消費制限期間に、被執行者が確かに有効な担保を提供した又は執行申立人の同意を得た場合、人民法院は消費制限令を解除することができる。被執行者が発効した法律文書で確定された義務の履行を完了した場合、人民法院は本規定第6条の通知又は公告の範囲内で、通知又は公告により速やかに消費制限令を解除しなければならない。

第10条 人民法院は通報電話又はメールボックスを設置し、消費制限を受けている被執行者による本規定第3条の違反行為に関する執行申立人及び大衆の通報を受領し、審査した上で認定を行わなければならない。

第11条 被執行者が消費制限令に違反して行った消費行為が、すでに発効している人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為に該当し、調査を経て事実であることが確認さ

れた場合、「中華人民共和国民事訴訟法」第 111 条の規定に基づいて、拘留、科料を科し、情状が深刻で、犯罪を構成する場合、その刑事責任を追及する。

関連の組織が人民法院の執行協力通知書を受領した後も、なお被執行者による高額消費及び生活又は業務に必要な関連の消費を容認した場合、人民法院は「中華人民共和国民事訴訟法」第 114 条の規定に基づいて、その法的責任を追及することができる。

出所：

2015 年 7 月 21 日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所
で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-15046.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。